

第7章 進行管理

1 推進体制

本ビジョンを推進するためには、日常の市民生活や事業活動等、全市的な幅広い取り組みが必要となります。そこで、市内はもとより全市的に認識を共有することに努め、適切な進行管理を行うため、以下の体制等の整備を図ります。

(1) 市役所における推進体制の整備

本ビジョンの推進にあたっては、市民生活、経済活動、まちづくり、環境活動、教育など広範囲かつ重層的な取り組みが必要となります。

このため、連絡調整会議など横断的な組織体制を市役所内に整備します。

(2) 外部組織との連携による推進体制の整備

本ビジョンの推進にあたっては、国や県、近隣自治体などの行政機関、あるいは学識経験者、関係機関等との連携が重要となります。

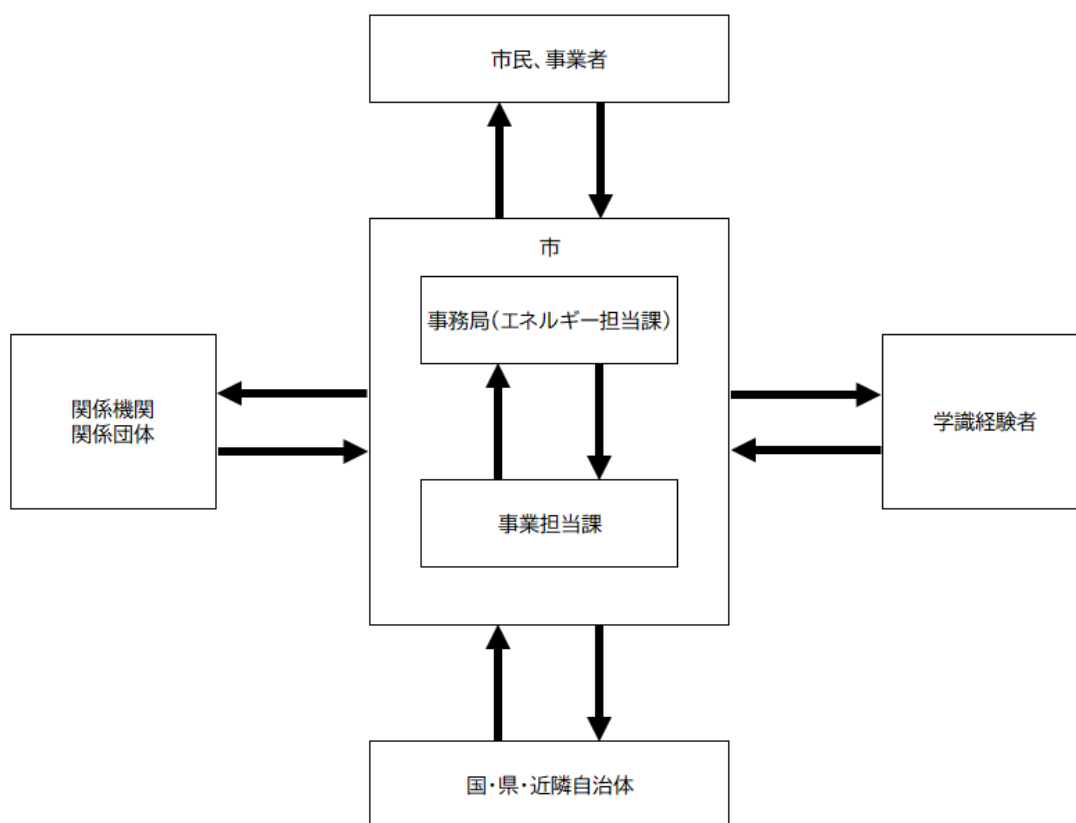
各機関への情報提供・情報発信及び各機関からの情報収集に努め、各機関との十分な連携を図ることができる体制を整備します。

(3) 連携、協働による推進体制の整備

本ビジョンの推進にあたっては、市民や地元企業が再生可能エネルギー事業の主体となるよう、市民や事業者、行政が連携、協働して取り組む必要があります。

市民や事業者の再生可能エネルギーに関する取り組みへの理解を深め、参加を促し、より積極的な参加ができるよう情報発信、普及啓発を行い、市民や事業者、行政が一体となって取り組める体制を整備します。

【推進体制図】



2 計画の進行管理

本ビジョンの推進にあたっては、基本目標の達成状況を把握するために設定した目標指標について定期的に検証を行うなど、適切な進行管理を行います。

また、様々な社会情勢の変化が予測されるため、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。